

2025 年度公益社団法人日本栄養士会事業計画（案）

栄養の力は、生命を維持し、こどもたちが健やかに成長し、人びとが健康で幸せな生活を送るために必要です。全ライフステージにおいて栄養に関する様々な課題がある中、管理栄養士・栄養士は栄養と食の専門職として、多様な職域で栄養課題の改善に取り組んでおり、本会では、より質の高い「栄養の指導」を目指して管理栄養士・栄養士の人材育成、活動支援を行っています。

しかし、著しい社会環境の変化や人びとのニーズの多様化等により管理栄養士・栄養士への期待が高まり、担うべき業務もより複雑・困難になりつつある中、資質の向上を図ることが喫緊の課題となっているとともに、さらに管理栄養士・栄養士が行う栄養関連事業の充実強化を図ることが必要となります。

2025 年度は、人生 100 年時代を迎える中で、「誰一人取り残さない持続可能な社会の実現」を目指して、次の重点事項を踏まえ、以下の事業計画を遂行します。

重点事項

- 1 本会が、栄養の力で人びとの健康と幸せに貢献するために、栄養の指導の担い手である管理栄養士・栄養士の会員増対策の強化
- 2 「誰一人取り残さない持続可能な社会の実現」に向け、実効性のある栄養改善活動を推進するための管理栄養士・栄養士の更なる生涯教育（卒後研修）の推進
- 3 防災基本計画（令和 6 年 6 月 28 日中央防災会議決定）踏まえ、災害発生時に、避難所等で生活する被災者への栄養・食生活支援に対応できる管理栄養士・栄養士の更なる育成に向けて、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）の人材育成・体制整備の推進
- 4 日本の栄養改善活動の成果 “Japan Nutrition”（ジャパン・ニュートリション）を、「アジア栄養士フォーラム 2025」、「大阪・関西万博（大阪ヘルスケアパビリオン）」を通して世界に向け発信・提案するとともに、東京栄養サミットのコミットメントの実現に向けた国際的活動「ラオ日栄養改善プロジェクト」の展開
- 5 令和 8 年度診療報酬の改定において、栄養の重要性が評価され、栄養管理を更に推進するため改定に向けた要望の提案

I 公 1 事業 食・栄養の科学振興事業

事業概要

本事業は、栄養の指導（栄養指導、栄養・食事療法を含む。以下、同じ。）及び健全な食生活の理論と実践の基礎となる食と栄養の科学及び技術の振興を図るため、国民の栄養・食と健康に関する調査・研究や技術開発などに取り組むものである。大きく二つからなり、（1）としては、調査（及び資料の収集）と研究、技術開発である。国民の健康と栄養の実態、栄養指導（栄養食事指導、給食管理を含む。以下、同じ。）と栄養・食事療法（栄養管理を含む。以下、同じ。）に関する事例や症例などを調査し、栄養指導と栄養・食事療法に関する研究及び技術開発などを行う。（2）としては、ナショナル・センターとして、調査・研究・技術開発の旺盛な展開のための支援事業を行うものである。

1 食と栄養の科学に関する調査・研究・技術開発事業

1-1 業務分野毎の専門性の向上に関する調査研究

事業内容の要旨 管理栄養士・栄養士の業務分野毎に、その実態・課題を把握して業務のあるべき質を定義し、分野毎の固有の特性に適した専門性（業務の質）の向上を図る方策について調査研究を行い、有効性のあるデータベースの構築を図り、その結果を栄養関連制度等の検討の基礎資料とする。

事業の趣旨等 進展する少子・高齢化に伴い、医療・保健・福祉の見直しが進められており、栄養関連制度にも及んできている。このため、国民の健康増進、疾病の発症及び重症化の予防のため、管理栄養士・栄養士の活動、そのための制度等を検討することが求められる。財源は会費、協賛金等とする。

1-2 国庫補助金等による事業

事業内容の要旨 国の栄養施策である医療・介護など多様なニーズに対応できる仕組みづくりとして、高度な専門技術を有する管理栄養士育成システムを構築するため、2013年度より管理栄養士専門分野別人材育成事業を委託事業として実施してきた。

事業の趣旨等 管理栄養士専門分野別人材育成事業では、これまでに、がん分野、腎臓病（CKD）分野、摂食嚥下リハビリテーション分野、在宅訪問分野、栄養ケア・マネジメント分野における人材育成事業を行ってきた。2023年度から新たに公衆衛生分野における人材育成について、厚生労働省と調整し取り組んでいる。財源は、厚生労働省の助成金、補助金とする。

1-3 管理栄養士・栄養士の業務規範の策定

事業内容の要旨 2014年度定時総会で承認された管理栄養士・栄養士倫理綱領の原案を基に多くの意見を求め、具体的な項目を含めた体系的規範案を作成した。今後は、現状に即した時点修正を行うとともに、会員へのわかりやすい解説方法についても検討を行う。

事業の趣旨等 管理栄養士・栄養士の本来業務である栄養の指導は、食と栄養の科学を現実（生身の人間）に適用して行うヒトの代謝（生理）作用への介入であり、一種の医学的な侵襲である。加えて、在宅医療・在宅療養の推進が政策として進められているもでは、日常生活の現場で、管理栄養士・栄養士が、高度かつ周到なプロフェッショナルとして栄養の指導を実施する必要がある。

こうした業務の本質と現下の社会的要請に鑑み、管理栄養士・栄養士については、一般の医療倫理で説かれているのと同様に、自律、善行原理、無危害原理、正義から構成される職業倫理をうけて、具体的な業務規範を作成する。なお、本事業は、就業者の業務実態との整合性を図る必要があることから、業務の変容に伴い適宜改正していく。財源は会費とする。

1-4 国への栄養施策の提言活動

事業内容の要旨 栄養の指導の実務家の立場から、国の公衆衛生政策への提言等を行う。

事業の趣旨等 栄養の指導の現場で日々蓄積されている豊富な実践的知見及び上記事業1-1による調査・研究の成果は、事実と実践に立脚した極めて重要な立法資料である。これに基づき、国の公衆衛生政策などへ提言等を行う。財源は会費とする。

2 食と栄養の科学に関する調査・研究・技術開発の支援事業

2-1 栄養の指導に関する文献検索システム利用・活用の促進と論文作成の支援

事業内容の要旨 栄養の指導に関する文献検索システム及び栄養学の実践に関するデータベースの利用・活用をとおして、管理栄養士・栄養士の実践研究を支援するとともに、これらの成果を学術論文として取りまとめることを推進する。

事業の趣旨等 一般に、管理栄養士・栄養士は、現実の業務で実施した先駆的取組やそれらをとおして形成された有効性の高い技術を、科学として理論化し、社会的に共有化する作業に疎くなりがちである。そこで、管理栄養士・栄養士養成校の研究者をつなぎ、管理栄養士・栄養士の業務実践に立脚した研究を奨励する仕組みをつくる。財源は会費とする。

2-2 栄養の指導に関する研究助成及び育英資金の支給事業

事業内容の要旨 志高く、前途有為な学生に管理栄養士の高度専門職業人教育を受ける機会を与えるために、一人当たり年間 60 万円を上限に育英資金を支給する。また、管理栄養士・栄養士でより高度な食と栄養の専門科学の研究を行おうとする者に、その研究内容等を精査し助成金を支給する事業を行う。

事業の趣旨等 育英資金支給事業については、ホームページ等で公募しており、応募する機会が管理栄養士・栄養士一般に開かれている。応募を受けて選考委員会を開催して選考するが、選考委員には中立性を担保し、管理栄養士・栄養士活動を理解している有識者等をあてる。育英資金の支給対象者はホームページ等で公表する。財源は河村育英資金（特定資産）及び会費とする。なお、支給した河村育英資金の返還は求めない。

研究助成事業については、今年度の実施を予定していない。

2-3 食と栄養の実践科学の振興に資する書籍等の刊行物の監修等

事業内容の要旨 書籍等の刊行物の監修等を行う。

事業の趣旨等 監修等については、管理栄養士・栄養士の業務の科学的基礎たる食と栄養の実践科学を振興させる観点から、一定の基準をもって適切と判断された書籍等に対して行うこととする。財源は会費及び監修料等とする。

2-4 政策にかかわるデータベースの構築

事業内容の要旨 処遇改善等の管理栄養士・栄養士にかかわる政策課題の解決に向け、就業実態調査を実施し、結果を解析するとともにデータベースの構築に取り組む。

事業の趣旨等 全国の管理栄養士・栄養士の労働環境の実態を把握し、専門職としての業務や待遇の改善等につなげることを目的に就業実態調査を経年実施し、解析等をすすめて、政策提言等へつなげる。財源は会費とする。

II 公2事業 食・栄養改善人材育成事業

事業の概要

本事業は、栄養の指導をとおして国民の生涯にわたる健康づくりを支援する管理栄養士・栄養士を育成するために、各種の研修等に取り組むものである。国民が、より適した質の高い栄養の指導を、いつでも、どこでも手軽に受けることができるようにすることを目的とする。生涯教育制度は、(1) 基幹教

育（卒後教育に相当：基本研修、実務研修）と、（2）拡充教育等（専門分野、特定分野の研修事業、その他の研修事業）とからなる。生涯教育制度は卒後教育の一環として、管理栄養士・栄養士養成課程で習得した知識を「知っている」から「実践できる」への重要な役割を担う。また、管理栄養士・栄養士の養成教育への支援事業を実施する。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公2事業を構成するものである。

1 生涯教育制度の基幹教育にかかる運営事業

生涯教育制度の基幹教育は、すべての管理栄養士・栄養士を対象として実施し、各現場における専門職業人としての基礎能力を身につけることを目的とする。

1-1 基幹教育研修事業

事業内容の要旨 専門職は、自らの学術・技術の向上に努める必要がある。都道府県栄養士会と連携し、生涯教育を運営する。管理栄養士・栄養士のキャリア形成が支援できるよう、本事業を推進する。

事業の趣旨等 日々進歩する食と栄養の科学、栄養の指導の技法を、管理栄養士・栄養士が適時に的確な内容を身につけることができるよう、基幹教育としての研修会（卒後教育に相当：基本研修、実務研修）を開催する。基幹教育事業における本会の役割は、(1)基幹教育の運営を都道府県栄養士会と共に実施すること、及び(2)都道府県栄養士会の基幹教育研修会を支援することの二つである。研修会の実施にあたっては、都道府県栄養士会と協働してすすめ、オンラインによる運営を充実させ、管理栄養士・栄養士の学習機会を拡充できるよう企画実施する。周知にあたっては、可能な限りホームページを活用する。本事業は、科学技術の高度化や専門的技術の向上という社会の要望に沿うための事業である。財源は受講料、会費とする。

1-2 認定管理栄養士・認定栄養士制度事業

事業内容の要旨 管理栄養士・栄養士の活動は、地域での公衆衛生、医療機関（病院）、福祉施設、保育所、小・中学校、教育機関、各種給食施設など多岐にわたっている。そこで、臨床・学校・健康スポーツ・給食管理・公衆・地域・福祉（高齢・障害・児童）の8つの活動領域別に、所定の課程を履修した者の申請に基づき、その活動領域における特質した知識・技能の修得や専門職としての責務の自覚の程度を審査し、適切な水準に達していると判定された者に、「認定管理栄養士」又は「認定栄養士」の称号を与え、これを公示する。

事業の趣旨等 認定管理栄養士・認定栄養士は、後継者養成、当該領域の指導的役割を担うものとする。対象は、管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）を主とする（参加資格に特別の制限は設けない）。

生涯にわたって自らの専門的な知識・技能を向上させ、専門職としての責務の自覚を深めていくことは、管理栄養士及び栄養士の専門職としての最も基本的な義務である。本会は、管理栄養士及び栄養士の一人ひとりが、その責務を実践するために、生涯にわたり学びを積み重ねていくことを支え、その努力が必要な質を伴った実りの多いものとなるよう、生涯教育制度を

構築した。その一環として、生涯教育の成果を客観的に判定してこれを公証することにより、生涯教育を経て優れた到達段階にある管理栄養士及び栄養士が広く国民の多様な需要に高い質で応えていく状況を作り出そうとするものである。

認定にかかる審査は、(1)申請書類の確認（書類審査）、(2)一次審査（筆記試験）、(3)二次審査（事例報告の考査）により可否を判定する。財源は申請者が負担する審査料、認定料及び会費とする。

1-3 管理栄養士・栄養士への職業倫理の普及事業

事業内容の要旨 職業倫理について、現時点で正式には養成教育カリキュラムに取り入れられていないことから、基本的なとらえ方、管理栄養士・栄養士のあるべき姿や業務の本質論との関係、業務上の意義などを管理栄養士・栄養士に普及する。なお、本事業は基本的には生涯教育研修事業の基本研修に組み入れる。

事業の趣旨等 管理栄養士・栄養士の職業倫理を形成・確立することが強く要請されていることに鑑み、生涯教育研修会、本会の発行する情報誌・書籍等の刊行物、ホームページ等で職業倫理を題材として取り上げ、職業倫理の基本的なとらえ方、職業倫理と管理栄養士・栄養士のあるべき姿やその業務の本質論との関係、職業倫理の業務上の意義などについて、管理栄養士・栄養士の適切な理解を醸成する。財源は会費とする。

1-4 全国栄養士大会開催事業

事業内容の要旨 全国の管理栄養士・栄養士が一致して取り組むべき課題を協議、その対応や実践の方法を共有、現場で使える知識やスキルを身につけることを目的とする。

事業の趣旨等 2024年度に引き続き2025年度も「全国栄養士大会・オンライン」として、日本栄養士会ホームページ上で実施する。財源は協賛金とする。

1-5 管理栄養士・栄養士の養成教育支援事業

事業内容の要旨 管理栄養士・栄養士養成施設の卒業者・在校生向けに、専門職としての使命、業務遂行上の心構えに関する資料などを制作する。

事業の趣旨等 卒業者・在校生向けの資料は、専門職としての使命や任務、心構えを、管理栄養士・栄養士の業務の実際と絡めて考えてもらうための教材とする。管理栄養士・栄養士として就業を目指す学生にとっては、専門職としての自覚を促すこととなる。内容は、管理栄養士・栄養士が行う国民ならびに地域に向けての社会活動や各職域における活動等で、自らの社会的な役割や責任を自覚することに役立つものとする。そして、「何を目標として、どのように働くべきか」といった、卒後の業務に反映することが期待できる。

資料のデジタル化推進のため、資料内容はホームページでの公開とし、これを周知する媒体（チラシ・ポスター）を、管理栄養士・栄養士養成施設をとおして学生に配布する。また、養成校学生のためのメール配信システムへ登録がある学生を対象に、メールを通じた情報提供を行う。なお、チラシ・ポスター等の資料は、ホームページ等に掲載し、一般にも周知する。財源は広告掲載料等とする。

2 拡充教育（職域その他の区分毎の管理栄養士・栄養士業務の技術・学術の向上に関する研修） にかかると運営事業

基幹教育が、全ての管理栄養士・栄養士を対象にするのに対し、拡充教育は、各活動領域〔管理栄養士・栄養士の就業の種別である職域に基づく区分。例：医療、小・中学校等、勤労者、研究・教育養成、市町村・保健所等、福祉（高齢・障害・児童）、フリー活動等〕に従事する管理栄養士・栄養士を対象にする。それぞれの活動領域毎に、業務上、固有の課題があることから、かかる固有の課題に対応して管理栄養士・栄養士の高度な専門的知識・技能を向上させる取り組みが必要となる。

さらに、高度な専門的知識・技能が求められる特定の業務があることから、それぞれの業務のエキスパートやスペシャリストの認定、登録を行い、それぞれの技術の向上を図る。

2-1 管理栄養士・栄養士の特定（専門）種類業務における専門的知識・技能の強化事業

事業内容の要旨 特定種類の業務に必要とされる高度の専門的知識・技能を身につけた管理栄養士・栄養士を育成し、それぞれの専門性を認め登録する。登録にあたっては、一定の条件を定め、試験の実施等とともに、更新制を取り入れる。

事業の趣旨等 社会の変化に伴い、管理栄養士・栄養士の栄養指導や食事療法の技能を高度化させて対応すべき特定の種類の業務が登場する。特定種類業務にかかる社会的な需要に応えるために、これに必要とされる高度の専門知識・技能を身につけた管理栄養士・栄養士を育成する。以下のとおりである。

2-1-1 特定保健指導に関する研修会

事業内容の要旨 特定保健指導は、内臓脂肪の蓄積に起因した生活習慣病に関する健康診査及び特定健診の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導を行い、発症や重症化を予防するものである。特定保健指導に従事する管理栄養士に対する研修プログラムを開発し、特定保健指導のスペシャリストを育成する。

事業の趣旨等 第4期特定健診・特定保健指導に沿った研修会を企画・運営し、人材育成をすすめる。またスキルアップセミナー等を企画・運営し、スキルの担保を図る。財源は、受講料とする。

2-1-2 静脈経腸栄養（TNT-D）管理栄養士育成事業（特定分野）

事業内容の要旨 静脈経腸栄養（TNT-D）管理栄養士認定制度は、静脈経腸栄養療法のスペシャリストの育成のために実施している。本制度は、登録希望者に所定の研修を課し、静脈・経腸に関する実践事例のレポート提出による審査とともに、筆記試験を実施し、合格と認められた者に「静脈経腸栄養（TNT-D）管理栄養士」の称号を与え、これを公示する。

事業の趣旨等 所定の研修である経腸栄養管理の基礎、静脈栄養管理の基礎、静脈経腸栄養管理の応用について、それぞれオンデマンドとライブ研修を各講義の内容により、組み合わせた運営とする。ライブ研修については、一部をハイブリッド開催とする。また試験は、オンラインにより実施する。財源は認定を受ける者の拠出する経費とする。

2-1-3 公認スポーツ栄養士育成事業（特定分野）

事業内容の要旨 各スポーツの現場、競技者への栄養教育や食環境の整備等、各専門分野のスタッフと連携し、現場のニーズに的確に応えることのできるスポーツ栄養のスペシャリストを育成するため公益財団法人日本スポーツ協会と共同で公認スポーツ栄養士の認定を行っている。所定の研修、実技・実習、インターンシップ、試験を課し、審査により公認スポーツ栄養士として認定する。

事業の趣旨等 研修等については、所定の公認スポーツ栄養士養成講習会カリキュラムにそって、特定非営利活動法人日本スポーツ栄養学会が実施する。本会では、当認定制度の周知をはかり、認定者を多く輩出するための情報提供の充実を図る。財源は登録を受ける者の拠出する経費、公益財団法人日本スポーツ協会の助成金、会費とする。

2-1-4 在宅訪問管理栄養士育成事業(特定分野)

事業内容の要旨 在宅医療と係わる多職種と連携が取れ、在宅療養者の疾患・病状・栄養状態に適した栄養食事指導（支援）ができるスペシャリストを育成するために、一般社団法人日本在宅栄養管理学会と共同で、在宅訪問管理栄養士の認定を行っている。所定の研修、レポート提出、認定試験を課し、審査により在宅訪問管理栄養士の称号を与え、これを公示する。

事業の趣旨等 登録・認定については、一般社団法人日本在宅栄養管理学会が実施する。本会では、認定者に対する更新研修を実施する他、当認定制度の周知にむけた情報提供の充実を図る。財源は登録を受ける者の拠出する経費、受講料、会費とする。

2-1-5 食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士育成事業(特定分野)

事業内容の要旨 食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士は、根拠に基づいた診断と治療の最前線を学びながら現場を振り返り、リスクマネジメントを考慮した安全な食の提供と栄養教育をめざすスペシャリストであり、指定する研修、認定試験を課し、合格と認められた者に「食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士」の称号を与え、これを公示する。

事業の趣旨等 認定申請につながる基礎研修、認定研修はオンデマンドで開催する。認定者を対象としたフォローアップ研修はライブ研修にて開催し、最新情報の共有を図る。また、認定にいたるシステムの確実な運営にむけた体制整備・強化をはかる。財源は研修会受講料、認定・登録料とする。

2-1-6 がん病態栄養専門管理栄養士育成事業(専門分野)

事業内容の要旨 2013 年度より厚生労働省の委託事業である管理栄養士専門分野別人材育成事業としてがん領域に特化させ、その研修プログラムの構築を進めてきた。2014 年度より「がん病態栄養専門管理栄養士」の認定制度として、一般社団法人日本病態栄養学会との共同認定を実施している。また、システムの確実な運用に向けて連携して、人材育成を進めるとともに、仕組みやプログラムの検証・改善を行う。

事業の趣旨等 登録・認定については、一般社団法人日本病態栄養学会が実施する。本会では、がんの病態や治療等の知識、患者・家族に対するコミュニケーションスキル等、臨床での実践を通じて栄養管理に関する知識、技術を向上させることを目的に当専門管理栄養士の更新・受験の単位に相当のセミナーを企画実施する。財源は受講料とする。なお、仕組みや実践プログ

ラムの検証・改善については国の委託費を充当する。

2-1-7 腎臓病病態栄養専門管理栄養士育成事業(専門分野)

事業内容の要旨 2014 年度より厚生労働省の委託事業である管理栄養士専門分野別人材育成事業として腎臓病領域に特化させ、その研修プログラムの構築を進めてきた。2015 年度より「腎臓病病態栄養専門管理栄養士」の認定制度として、一般社団法人日本病態栄養学会との共同認定を実施している。また、システムの確実な運用に向けて連携して、人材育成を進めるとともに、仕組みやプログラムの検証・改善を行う。

事業の趣旨等 登録・認定については、一般社団法人日本病態栄養学会が実施する。本会では、当認定制度の周知と腎臓病に係る管理栄養士のボトムアップを図ることを目的に、セミナーを企画実施する。財源は受講料とする。なお、仕組みや実践プログラムの検証・改善については国の委託費を充てる。

2-1-8 糖尿病病態栄養専門管理栄養士育成事業(専門分野)

事業内容の要旨 2014 年度より一般社団法人日本病態栄養学会との共同認定を実施している。また、システムの確実な運用に向けて連携し、人材育成をすすめるとともに、仕組みやプログラムの検証・改善を行う。

事業の趣旨等 登録・認定については、一般社団法人日本病態栄養学会が実施する。本会では、当認定制度の周知と糖尿病に係る管理栄養士のボトムアップを図ることを目的に、セミナーを企画実施する。財源は受講料とする。

2-1-9 摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士育成事業(専門分野)

事業内容の要旨 2015 年度より厚生労働省の委託事業である管理栄養士専門分野別人材育成事業として、摂食嚥下リハビリテーション領域に特化させ、その研修プログラムの構築を進めてきた。2016 年度より「摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士」の認定制度として、一般社団法人日本摂食嚥下リハビリテーション学会との共同認定を実施している。また、人材育成を進めるとともに、仕組みやプログラムの検証・改善を行う。

事業の趣旨等 所定の専門研修、更新研修を企画実施し、認定申請の受付、審査を行う。また当領域の導入となる初心者研修を企画運営する。財源は受講料、認定・登録料とする。なお、仕組みや実践プログラムの検証・改善については国の委託費を充当する。

2-1-10 在宅栄養専門管理栄養士育成事業(専門分野)

事業内容の要旨 2016 年度より厚生労働省の委託事業である管理栄養士専門分野別人材育成事業として、在宅訪問領域に特化させ、その研修プログラムの構築を進めてきた。2017 年度より「在宅栄養専門管理栄養士」の認定制度として、一般社団法人日本在宅栄養管理学会との共同認定を実施している。また、人材の育成を進めるとともに、仕組みやプログラムの検証・改善を行う。

事業の趣旨等 所定の専門研修、更新研修を企画実施し、認定申請の受付、審査を行う。財源は受講料、認定・登録料とする。なお、仕組みや実践プログラムの検証・改善については国の委託費を充てる。

2-1-11 小児栄養分野管理栄養士・栄養士育成事業(特定分野)

事業内容の要旨 小児栄養分野管理栄養士・栄養士は、小児にかかわる管理栄養士・栄養士として最小限知識・技術を修得し、疾患・病状・栄養状態に適した栄養食事指導（支援）ができるスペシャリストであり、指定する研修、事例報告の提出、認定試験を課し、合格と認められた者に「小児栄養分野管理栄養士・栄養士」の称号を与え、これを公示する。

事業の趣旨等 認定申請につながる各研修の企画にあたっては、小児栄養分野推進合同協議会の協力のもと実施する。また、認定にいたるシステムの確実な運営にむけた体制整備・強化をはかる。財源は研修会受講料、認定・登録料とする。

2-1-12 その他、栄養専門管理栄養士育成事業等

事業内容の要旨 複雑で解決困難な栄養の問題を有する個人や集団等の対象特性に応じた栄養管理の実施に向けて、高度な専門性を発揮できる管理栄養士・栄養士の育成を進める。

事業の趣旨等 医療領域及び介護領域に限らず、地域社会から管理栄養士・栄養士に求められるニーズを把握し、課題分析を通じ、各専門領域において高度な知識や技術を有する者を育成する。国の動向や社会情勢を踏まえ、関係する団体、学会等と連携した育成プログラムの構築を進めるとともに、仕組みや運営体制のあり方等を検討する。財源は受講料、認定・登録料とする。

2-2 栄養サポートチーム担当者研修会

事業内容の要旨 栄養サポートチームにおいて管理栄養士、看護師、薬剤師をはじめ、関連職種が適切にその役割を果たすことができるように、厚生労働省が指定する所定の研修を実施する。

事業の趣旨等 近年の医療は、患者の視点を重視するとともに、医療経済的にも治療効果においても、優れた成績が期待できるチーム医療の実践が求められている。そこで、管理栄養士、薬剤師、看護師、その他栄養サポートチームに配属される医療専門職種を対象に、効果的なチーム医療を行うための専門知識習得の静脈・経腸栄養についての講義及び認定教育施設における研修を行う。財源は参加者の負担金とする。

2-3 栄養ケア・マネジメントに関する研修会

事業内容の要旨 2019年度より厚生労働省の委託事業である管理栄養士専門分野別人材育成事業として、一般社団法人日本健康・栄養システム学会の協力のもと栄養ケア・マネジメントに関する研修プログラムの開発を進めてきた。2023年度から、実務研修のひとつとして人材育成を進め、あわせて仕組みやプログラムの検証・改善を行う。

事業の趣旨等 厚生労働省の委託事業として開発した所定の研修（Step1、Step2）を企画実施する。財源は受講料とする。

2-4 地域リーダー育成・都道府県栄養士会の公益目的事業支援事業

事業内容の要旨 全国各地（全都道府県）の指導者的立場の者が一堂に会し、全国的課題に関する研鑽、折々の課題への取り組み方、企画立案・運営方法の学習などをおして、これら

指導者の立場の者の実践的な指導力を強化するとともに、都道府県栄養士会の公益目的事業の内容等の支援に資する研修を行う。

事業の趣旨等 2025年度は、6つの職域において、各都道府県栄養士会を代表する者の参加を得て、2025年4月から2026年3月にかけて実施する予定である。財源は会費、参加費とする。

2-5 職域別研修（職域全国研修会その他）事業

事業内容の要旨 職域別に、当該職域の業務の特性に的確に対応できる専門的知識・技能の向上を図る研修を行う。

事業の趣旨等 2025年度は、職域に関する技術、技能の向上に関する研修事業、及びその他の職域専門性の向上に関する事業、ならびにこれら事業の企画・運営に関する会議を開催する。財源は参加費、協賛金、会費とする。各研修開催にあたっては、オンラインによる運営も検討する。

2-6 関連団体等との協働研修・研修支援事業

事業内容の要旨 国民の健康の保持、増進、疾病の重症化予防の観点から、関連団体と協働し、研修事業を共催する。

事業の趣旨等 関連団体等と協働し事業を実施する。財源は会費、参加費とする。なお、各研修運営にあたっては、オンラインによる開催をあわせて検討する。

2-7 職域別の学習・教育用の教材及び資料の制作事業

事業内容の要旨 職域別の研修その他の学習・教育用に、全国の管理栄養士・栄養士及び研究者等の知識や経験を集約し、各職域の業務の特性に対応させた実践的な教材及び資料を制作する。

事業の趣旨等 必要に応じて、関係資料や活動事例集を作成し、ホームページ等で公表する。財源は会費とする。

Ⅲ 公3事業 食生活自律支援事業

事業の概要

健康増進法では「国民は健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。」（健康増進法第2条 国民の責務）、また、そのために「厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の栄養摂取の改善に向けた自主的な努力を促進するため、（中略）食事による栄養摂取量の基準を定めるものとする」（健康増進法第16条の2 食事摂取基準 第1項）を規定している。本事業は、国民の責務と食事による栄養摂取の改善に向けた自主的な努力を、栄養の指導、食育の理論と技術を生かして支援し、国民が健康の増進のために食生活が自律できるようにするものである（食生活自律支援事業）。本事業は、3事業で構成される。（1）「個別特性対応型の食の自律支援事業」として、個々の国民の個別性・特性に合わせた栄養の指導その他の専門的支援を組織的に行う。（2）「集団特性対応型の食の自律支援事業」として、広く国民に対し、食生活の質の向上、食事を含む生活習慣の見直しと改善に役立つ知識や知恵、実用技術の普及などを行う。

(3) 健康づくりと栄養・食と健康に関する情報コミュニケーション事業である。本事業では、この3事業による参加と協働を旨とする開かれた多種多様な活動を展開する。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公3の事業を構成するものである。

1 個別特性対応型の食の自律支援事業

対象者の個別特性に対応する栄養指導と栄養・食事療法を、本会の公益目的事業として組織的に実施するものであり、管理栄養士・栄養士の高度の実務的な専門性が直接反映される事業である。

1-1 栄養ケア・ステーション事業

事業内容の要旨 栄養ケア・ステーションの事業を全国的に推進するため、都道府県栄養士会の栄養ケア・ステーション事業を支援する。

事業の趣旨等 栄養ケア・ステーションは、すべての国民に「ここにあなたの管理栄養士・栄養士がいる」ことを伝える、栄養ケアの開かれた窓口であり、その場である。本会の栄養ケア・ステーションは、本会がナショナル・センターであることから、都道府県栄養士会の栄養ケア・ステーション事業を牽引し、都道府県栄養士会の同事業を支援する諸般の取り組みを担う。さらに、社会の要請を受けて、栄養ケア・ステーションの増加を図る。具体的な事業は、以下のとおりである。財源は会費とする。

1-1-1 栄養ケア・センター事業

事業内容の要旨 栄養ケア・センターは、都道府県内の栄養ケア・ステーションを統括するとともに、認定栄養ケア・ステーションの管理運営及び業務の支援を行い、都道府県内の栄養ケア・ステーションのネットワーク形成と実効化（連携・協働化）を図るため、サポートを行う。

事業の趣旨等 都道府県栄養士会は、栄養士会主体型として栄養ケア・ステーション事業を行うと同時に、栄養ケア・センターとして地域の住民に実効的に栄養ケアを提供するため、個々の認定栄養ケア・ステーションの特性を把握し、連携するとともに、適切なコーディネートが求められる。各都道府県栄養士会は、会員数、組織体制に差があるが、全国のどこでも、栄養ケア・ステーションが住民に対して適切に機能するよう後方支援を行う。研修等の開催にあたっては、オンラインによる運営も検討する。

1-1-2 栄養ケア・リサーチ・センター事業

事業内容の要旨 栄養ケア・ステーションによる栄養ケアの取組に関し、実態の調査・研究、各種情報の収集・解析・提供、事業企画の立案と実施検証を行い、必要に応じ情報を公開し、あわせて人材育成事業へつなげる。

事業の趣旨等 国の動向・方針を捉え、また有識者等からの意見を踏まえ、事業に適切に反映し、その情報を都道府県栄養士会へ的確に伝え、各地域において展開ができるよう取り組むとともに、全国の栄養ケア・ステーションの充足状況を把握し、ホームページ等による見える化を図る。また、認定栄養ケア・ステーションの全国における標準化を目指し、管理栄

養士・栄養士の人材育成事業へもつなげる。研修等の開催にあたっては、オンラインによる運営も検討する。

1-1-3 栄養ケア・ステーション認定制度

事業内容の要旨 栄養ケア・ステーション事業は、栄養ケア・ステーションを、管理栄養士・栄養士の行う栄養ケア業務の地域拠点とすることによって、管理栄養士・栄養士と地域住民の双方向の結びつきを強化し、あまねく地域住民が管理栄養士・栄養士による栄養ケアの支援と指導を受けることのできる地域社会の実現を目指すものである。

認定制度は、この規則に基づき認定を受けた認定栄養ケア・ステーションと本会及び各都道府県栄養士会が設置運営する栄養ケア・ステーションを有機的に連携させ、地域住民の生涯にわたる実り豊かで健やかな生活の維持に貢献することができるよう、きめ細かく伸びやかな栄養ケアのネットワーク体制づくりに資するものである。

事業の趣旨等 国民は、健康への意識は高いものの、健康情報はインターネットやテレビ等のマスメディアを通じての入手が高い割合であり、個々の課題に応じた内容とは言い難い。また、健康と食習慣との関係性は明白ではあるが、自分の健康や食生活について、相談できる場所がわからない状況にある。

そこで、管理栄養士・栄養士がいる場所を「栄養ケア・ステーション」として商標登録し、2018年度より、内閣府の認可のもと、栄養ケアの業務を行う適格性を有する事業所を認定する「栄養ケア・ステーション認定制度」を進めている。「認定栄養ケア・ステーション」を標榜する拠点を全国に整備することで、地域住民が気軽に相談できる環境整備を図る。

また、「機能強化型認定栄養ケア・ステーション」は、傷病者の療養上並びに介護又は支援を要する者の低栄養状態の改善上必要な栄養管理等を、適正かつ確実に担うために整備をすすめる。財源は会費、認定に係る手数料とする。

1-2 非常災害時の被災者の健康支援事業

1-2-1 JDA-DAT 育成事業と支援活動

事業内容の要旨 東日本大震災をきっかけに大規模自然災害発生時に、迅速に被災地での栄養・食生活支援活動を行うため、2012年に設立した「日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）」を育成する。

事業の趣旨等 JDA-DAT は国内外で大規模災害が発生した地域において、(1)在宅支援（医療・医師との連携）、(2)避難所支援（避難所等で居住する被災者への栄養・食事支援）、(3)施設支援（高齢者施設等での管理栄養士・栄養士の支援）、(4)特殊栄養食品ステーションの運営などの任務に従事する。これらの活動内容は取りまとめ、今後役に立てることとする。支援活動は、管理栄養士・栄養士の専門性を生かし、行政機関や関係団体等と連携して行う。財源は、会費を充当するとともに、賛助会員からの協賛金、状況に応じ支援金を募る。

1-2-2 JDA-DAT 体制整備事業

事業内容の要旨 JDA-DAT の育成にともなう準備活動や整備等を行う。

事業の趣旨等 JDA-DAT の体制整備を図る活動として、(1)JDA-DAT 運営委員会等での検討、(2)エビデンス解析事業、(3)指定栄養士会への備品等の配置促進事業、(4)災害関連組織・団体

等との連携事業などを行う。支援の対象は、国民（被災者）である。この事業の趣旨・内容についてはホームページ等で明らかにする。財源は、会費及び災害対策事業資金から拠出するとともに、賛助会員からの協賛金を予定する。

2 集団特性対応型の食の自律支援事業（栄養改善・健康づくりに関する国民的合意を形成する事業）

国民の総体その他の不特定多数の者の集団的特性を踏まえ、かかる集団の健全な食生活を自律的に営む力を育むために、管理栄養士・栄養士の専門科学上及び実務上の知見を生かして支援を行う事業である。

2-1 国民の食生活・栄養に関する支援事業

2-1-1 健康づくり提唱のつどい

事業内容の要旨 「健康づくり提唱のつどい」は、WHO 世界保健デーである 4 月 7 日を記念して開催していたが、2018 年度より、「栄養の日・栄養週間」事業の一環として運営している。健康に関心を持つ国民を対象に、健康づくりには健全な食生活、適切な栄養素摂取が欠かせないことから、健康及び栄養・食生活について国民と管理栄養士・栄養士等の専門職が、共に学び考える機会となるよう、その折々の話題や課題をテーマに取り上げて、講演、シンポジウムを行う。

事業の趣旨等 46 回目の開催となる 2025 年度は、「市民公開講座」として集合形式にて実施する。国民を対象に、健康づくりに関心を持つ国民と管理栄養士・栄養士等の専門職が共に学び考える機会となるようなセミナーを開催する予定である。講師などには、関連事項に高い専門的知見を有する研究者、実務者を起用する。財源は株式会社ヤクルト本社からの協賛金とする。

2-1-2 次期国民健康づくり運動プラン（健康日本 21）の推進に向けた事業

事業内容の要旨 国は、「21 世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本 21（第二次）」が 2023 年度で終期を迎え、次期国民健康づくり運動プランが 2024 年度から新たにスタートすることとしている。次期国民健康づくり運動プランでは、全ての国民が健やかに生活できる持続可能な社会の実現に向けて、「誰一人取り残さない健康づくりの展開」、「より実効性をもつ取組の推進」が位置づけられるとともに、健康に関心の薄い者を含む、幅広い者に対してアプローチを行うために、「自然に健康になれる環境づくり」の重要性が示されている。

ここで示された具体的な取組には栄養・食生活と関連する事項が多く、栄養・食生活の専門職団体として、取組が推進されるよう必要な事業を行う。

事業の趣旨等 次期国民健康づくり運動プランにおける「自然に健康になれる環境づくり」を推進するため、国と都道府県、企業と消費者との仲介役としての役割を發揮できる管理栄養士・栄養士の人材育成や技術支援を行う。

2-1-3 「栄養の日・栄養週間」に関する事業

事業内容の要旨 国民の多くは、健やかな生活を願っており、このために注意していることは、日々の食生活と答える方が多数を占めている。栄養・食の専門職である「管理栄養士・栄養士」によって構成されている本会は、このような社会情勢を踏まえて、「栄養の日・栄養週間」を

創設し、国民の栄養・食の課題を解決するための運動を展開する。

事業の趣旨等 8月4日を「栄養の日」、8月1日から7日までの1週間を「栄養週間」とし、この間に、管理栄養士・栄養士が活動している病院、福祉施設、社員食堂などの給食施設等で喫食者向けに、また、各都道府県栄養士会の協力を得て、各地でイベント等を開催する。「栄養・食生活」の大切さをアピールするとともに、望ましい食生活のあり方を提案する。財源は会費とする。

2-1-4 対外広報活動の推進

事業内容の要旨 日本栄養士会活動の情報発信強化による各ステークホルダー（国、企業、管理栄養士・栄養士、一般生活者）への情報波及と重点事業の活性化に向けて外部広報活動の推進を行う。

事業の趣旨等 広報活動を行う上で、マスメディアの影響力は大きく、円滑に進めるうえでメディアとの関係性構築は欠かせないものである。影響力の大きい全国紙や専門誌を中心にプロモートを行い、関係性の構築と広報活動をの推進を行う。

3 健康づくりと食事・栄養に関する情報コミュニケーション事業

3-1 日本栄養士会雑誌の発行事業

事業内容の要旨 「日本栄養士会雑誌」を発行する。編集方針は、栄養・健康に関する情報が氾濫する中、管理栄養士・栄養士で組織する専門職能団体である本会は、広く国民、管理栄養士・栄養士及び保健・医療・福祉・教育等の分野の専門職種に信頼できる健康・栄養関連情報をわかりやすく提供することである。

事業の趣旨等 「日本栄養士会雑誌」は月刊誌で、年間12冊発行する。平均発行部数は、約53,000部である。対象読者は、購読を希望する国民、管理栄養士・栄養士、関連専門職、研究者等である。

また、内容の精査に関して、栄養学に関する専門的知識を有する者をもって、編集委員会、企画委員会並びに論文委員会を設けて編集する。掲載内容は、食と栄養の科学やこれに基づく栄養の指導、あるいは、健康づくりと食事・栄養に関して、親しみやすく、わかりやすく、信頼できる専門誌たるにふさわしい企画とし、執筆者を的確に選定する。財源は、会費、賛助会員からの協賛金、購読料、広告掲載料等とする。

3-2 ホームページによる情報コミュニケーション事業

事業内容の要旨 管理栄養士・栄養士は、栄養・食の専門職として、栄養の指導を通して、国民の健康増進に資することを使命にしている。この使命を達成するために、広く開かれたホームページにおいて各種情報を提供するとともにニーズを得る。

事業の趣旨等 日本栄養士会および管理栄養士・栄養士の役割、使命等について、理解を深めることに重点を置き、運営する。管理栄養士・栄養士、国、職能団体、企業（賛助会員含む）、国民と様々なステークホルダーに向けてわかり易く情報の提供を行うためにコンテンツを開発し、管理栄養士・栄養士に向けては、SNSやメール配信ともあわせてコミュニケーションの最適化を行う。また、国民に向けては、2017年度に公開したWebマガジン「ニュータス」をもって、栄養・食への認知・理解の促進を実現させる。財源は会費、賛助会員からの協賛金、

広告掲載料等とする。

3-3 栄養指導・栄養相談用のパンフレット、リーフレット等の資料の制作・配布事業

事業内容の要旨 国民は、健康づくりや、栄養問題に対して関心を持っていても、具体的にどのような対応したらよいか不明な場合が多い。そこで、国民が興味を持ち利用できる、媒体を作成する。

事業の趣旨等 国民が興味を持ち、行動変容に結びつけられるように手軽に利用できるパンフレットやリーフレット等の資料があると有益である。さらに、これらを基に管理栄養士・栄養士が国民を対象に健康支援することで、科学的に望ましい食生活の実現の可能性が高まる。そこで、「ヘルシーダイアリー」等を作成し、管理栄養士・栄養士に無償で配布する。資料の監修は、高い専門的知見を有する研究者、実務家及び実績と定評のある管理栄養士・栄養士があたる。財源は株式会社ヤクルト本社からの協賛金を充てる。

IV 公4事業 食環境整備事業

事業の概要

国民の食生活の改善に寄与しうる社会の諸資源（人と物と仕組み）を有機的に結びつけ、その機能を改善・活性化させることにより、望ましい食環境の整備を図る事業である（食環境整備事業）。すなわち、本事業は、（1）栄養・食生活の改善を支援する保健、医療、福祉及び教育等の分野の各職種の連携・協働関係の構築、（2）栄養・食生活の改善活動の担い手の顕彰、（3）適正な食生活を応援する公共又は民間の諸制度の運用改善の取り組み、などからなる。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公4事業を構成するものである。

1 連携・協働関係の構築事業

1-1 プライマリ・ヘルス・ケアのネットワーク形成

事業内容の要旨 プライマリ・ヘルス・ケアの考え方に基づき、各種職能団体、関連学会等と連携し、各種活動を展開する。

事業の趣旨等 プライマリ・ヘルス・ケアの考え方によれば、国民一人ひとりの尊厳のある生活を衛るためには、その日常生活の場（地域社会）において、保健、医療、福祉及び教育等の分野の各職種、関連学会がお互いに連携して、プライマリケアを提供する仕組みが整えられなければならない。そこで、各種関連団体等と連携し積極的に参加する。具体的には、日本医師会、日本歯科医師会、チーム医療推進協議会、関連学会等と連携する。財源は会費とする。

2 先駆的栄養改善活動等表彰事業

事業内容の要旨 栄養改善のための先駆的な活動を行う者等を顕彰する。

事業の趣旨等 本事業は、栄養改善のために主体的に、先駆的な活動を行い、あるいは、同活動に従事して顕著な功績の認められる管理栄養士・栄養士、及び国民を顕彰し、その功績を広く示すものであり、厚生労働大臣表彰、栄養改善奨励賞、本会会長表彰等がある。2025年度

も先駆的活動を行う管理栄養士・栄養士を顕彰する。本事業の運営費用は栄養改善奨励資金等から拠出する。

3 国民の健全な食生活を支援する制度の整備

3-1 管理栄養士・栄養士の業務過誤による損害賠償責任保険制度の取り扱い事業

事業内容の要旨 管理栄養士・栄養士の業務過誤による損害賠償責任保険制度を取り扱う。

事業の趣旨等 本事業は、積極的な栄養指導・食事療法の施術を奨励しながら、業務過誤の犠牲になった被害者（国民）の救済を図るものである。本会が、保険会社と契約して、この制度を取り扱う。契約条件等については、モラルハザードを招かないよう、適宜見直しを行う。保険料の財源は会費とする。

3-2 管理栄養士・栄養士制度の運用改善及び制度改革に関する包括的な検討事業

事業内容の要旨 制度としての管理栄養士・栄養士が、常に社会の要請に的確に答えていくうえで必要な制度運用の改善や制度改革のあり方を、大局的かつ包括的に検討する。

事業の趣旨等 制度としての管理栄養士・栄養士は、国民の食環境—国民の食事・栄養摂取にかかる環境—の人的な構成要素である。国民の食環境を整備する観点から、養成制度を含め、管理栄養士・栄養士制度の運用の改善や制度改革のあり方を、大局的かつ包括的に検討する。

管理栄養士・栄養士は、人々に身近な「栄養の指導」の専門職として、各種調査での健やかな生活を望む国民の期待に応え、公衆衛生の向上に寄与する姿を具現化するための活動を展開する必要がある。このためには、2014年度からスタートした「生涯教育制度」に基づく、業務の統一化・標準化が前提となり、その後で、「栄養の指導」の様々な分野で活動している専門職とその対象者が、より緊密に関われる体制、制度の構築が必要となる。

診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定においては、国民の誰もが、適切な栄養管理のもと、個々人にあった食事を摂ることができ、ひいては自己実現に繋がることを目的として、制度の構築に向けての活動及び体制づくり等に取り組む。本事業は、管理栄養士・栄養士はもとより、関連専門職種（個人・団体、研究者とも協働して実施し、その成果は報告書や諸提言などとして、ホームページ、「日本栄養士会雑誌」、その他の本会の刊行物などで一般に公表する。諸課題の検討においては、管理栄養士・栄養士の専門性を生かしながら、適宜、関連学会の研究者や関連専門職種（個人・団体）の知見も積極的に取り入れることとする。財源は会費とする。

V 公5事業 国際公衆衛生向上事業

事業の概要

今日、公衆衛生上の課題は国内的であるとともに国際的である。本会は、管理栄養士・栄養士のナショナル・センターとして、国境の垣根を越えて、公衆衛生の向上にかかる諸事業を実施する（国際公衆衛生向上事業）。本事業は、（1）開発途上国の公衆衛生・公衆栄養上の課題に関する支援事業、（2）国際栄養士連盟・アジア栄養士連盟の活動にかかる国際交流事業、（3）国際交流助成事業など、わが国を含む国際的な公衆衛生の課題の解決に資する活動を行うものである。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々

の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公5の事業を構成するものである。

1 開発途上国の公衆衛生・公衆栄養上の課題に関する支援事業

事業内容の要旨 アジア諸国の栄養士制度及び栄養士養成システムへの支援事業を行う。

事業の趣旨等 開発途上国の健康と食事・栄養摂取をめぐる問題は、飢餓・低栄養を主体としたものから、低栄養と過剰栄養による生活習慣病が増加するという複合的なものへと変貌してきている。わが国が、健康と食事・栄養摂取に関してたどってきた道、ことに、先進国として急速な高齢化と生活習慣病対策の経験と現況、そして、わが国の栄養士制度の展開と管理栄養士・栄養士の活動状況などは、開発途上国が注目するところである。

今後もアジア・アフリカ諸国でリーダー的役割を担うため、開発途上国及び栄養士制度のない国へ情報を提供する。

また、「東京栄養サミット 2021」で発表したコミットメント「持続可能な栄養改善基盤構築のための栄養・食の専門職の養成と配置」の達成のため、支援対象国をラオスとし、女性と子ども栄養改善および自立した学校給食制度の創設支援に向け、実行体制の構築、情報収集を行い、ラオス政府と具体的な栄養改善の実行計画を検討・調整するとともに、栄養改善の人材養成に向けた協議も進める。

財源は会費と国際交流資金からの拠出金、賛同する事業者等からの協賛金とする。

2 国際栄養士連盟・アジア栄養士連盟の活動にかかる国際交流事業

事業内容の要旨 今日、公衆衛生上の課題は国内に限らず国際的である。公衆栄養についても同様で、公衆栄養上の課題と対応に関する共通の認識と協働・連携の関係を形成する意義は大きい。そのため、国際栄養士連盟（International Confederation of Dietetic Associations ; ICDA、約 50 各国が加盟）ならびにアジア栄養士連盟（Asian Federation of Dietetic Associations ; AFDA、12 各国が加盟）の活動に参加して、各国栄養士会との交流を図る。

事業の趣旨等 具体的事業として、(1)国際栄養士連盟ならびにアジア栄養士連盟加盟、(2) 国際栄養士連盟理事会ならびにアジア栄養士連盟常任理事国会議への参加、(3)国際交流委員会の開催を行う。また、「アジア栄養士フォーラム 2025」開催に向け、実行員会を中心に準備を行う。財源は会費、国際交流資金とする。

3 国際交流助成事業

事業内容の要旨 国際的な公衆衛生・公衆栄養の観点から国際交流事業を推進するため、日本国内及び国外への栄養学・栄養施策等に関する研修及び留学等に対して支援、助成を行う。

事業の趣旨等 栄養・食生活の改善とこれに基づく健康増進に関する国際的な相互理解の促進、栄養・食事療法に関する専門職制度の国際標準化、同専門職の養成に関する相互支援等、わが国を含む国際的な公衆衛生の課題を解決するため国際的な公衆衛生・公衆栄養の観点から、日本国内の大学院の栄養学科に留学する者に対し、必要な費用の一部を助成する。なお、本事業は公募により、助成者の決定にあたっては、管理栄養士・栄養士の資格を有する大学研究者を中心に構成された委員会が、所定の基準に則り厳正に選考を行い決定する。

財源は、賛助会員からの協賛金、会費、国際交流資金とする。

VI その他（法人運営）に関する事業

事業の概要

本会は、公益目的事業を実施する団体であり、法人運営の基本は、本会が公益目的事業の旺盛な展開をとおして本会の目的を達成する基盤として、透明で機動的な意思決定と責任ある執行、そして、健全な財務運営を確保することにある。2025年度も、以上の見地から適切な法人運営を心がける。

1 会務運営に関する取り組み等

1-1 総会、理事会の適切な運営

総会は、対面型の開催とする。

理事会は、Web 会議システムを利用した開催及び対面型での開催とする。

1-2 各種事業の企画や本会の政策立案能力の向上のための事業部・事務局体制の整備、諮問会議・地区栄養士会長会議・各種委員会などの運営

Web 会議システムを利用した会議、集合型の会議、ハイブリッド型の会議を開催する。

1-3 その他、上記に関連した法人運営にかかる取り組み

2 会員に関する取り組み等

2-1 ホームページ（会員専用ページ）の充実

2-2 会員活動の活性化に向けた活動

2-3 業務支援システムの円滑な運用、保守管理

3 その他必要な取り組み等

その他、流動する情勢に的確に対応して、法人運営上必要な取り組み等を実施する。